

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]																														
第 1 章～第 14 章 （略）																														
料金表 （略）																														
別表 1 （略）																														
別表 2 付加機能等																														
1 付加機能																														
(1) X i 契約に係るもの																														
<table><tr><th colspan="4">種 類</th></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">moperaU機能（moperaUサービス）</td><td colspan="3">基本機能</td></tr><tr><td rowspan="3">追加機能</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>IP 網接続機能</td><td>タイプ 2 （U「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>ビジネスmoperaインターネット機能（ビジネスmoperaインターネット）</td><td>追加機能</td><td>IP 網接続機能</td><td>タイプ 2 （「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>				種 類				(略)				moperaU機能（moperaUサービス）	基本機能			追加機能	(略)		IP 網接続機能	タイプ 2 （U「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）	(略)		ビジネスmoperaインターネット機能（ビジネスmoperaインターネット）	追加機能	IP 網接続機能	タイプ 2 （「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）	(略)			
種 類																														
(略)																														
moperaU機能（moperaUサービス）	基本機能																													
	追加機能	(略)																												
		IP 網接続機能	タイプ 2 （U「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）																											
		(略)																												
ビジネスmoperaインターネット機能（ビジネスmoperaインターネット）	追加機能	IP 網接続機能	タイプ 2 （「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）																											
(略)																														
(2) X i ュビキタス契約に係るもの																														
<table><tr><th colspan="4">種 類</th></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">moperaU機能（moperaUサービス）</td><td colspan="3">基本機能</td></tr><tr><td rowspan="3">追加機能</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>IP 網接続機能</td><td>タイプ 2 （U「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>ビジネスmoperaインターネット機能（ビジネスmoperaインターネット）</td><td>追加機能</td><td>IP 網接続機能</td><td>タイプ 2 （「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）</td></tr></table>				種 類				(略)				moperaU機能（moperaUサービス）	基本機能			追加機能	(略)		IP 網接続機能	タイプ 2 （U「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）	(略)		ビジネスmoperaインターネット機能（ビジネスmoperaインターネット）	追加機能	IP 網接続機能	タイプ 2 （「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）				
種 類																														
(略)																														
moperaU機能（moperaUサービス）	基本機能																													
	追加機能	(略)																												
		IP 網接続機能	タイプ 2 （U「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）																											
		(略)																												
ビジネスmoperaインターネット機能（ビジネスmoperaインターネット）	追加機能	IP 網接続機能	タイプ 2 （「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）																											

[現 行]																																		
第 1 章～第 14 章 （略）																																		
料金表 （略）																																		
別表 1 （略）																																		
別表 2 付加機能等																																		
1 付加機能																																		
(1) X i 契約に係るもの																																		
<table><tr><th colspan="4">種 類</th></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">moperaU機能（moperaUサービス）</td><td colspan="3">基本機能</td></tr><tr><td rowspan="3">追加機能</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">IP 網接続機能</td><td>タイプ 1 （U「フレッツADSL」コース）</td></tr><tr><td>タイプ 2 （U「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">ビジネスmoperaインターネット機能（ビジネスmoperaインターネット）</td><td rowspan="2">追加機能</td><td rowspan="2">IP 網接続機能</td><td>タイプ 1 （「フレッツADSL」コース）</td></tr><tr><td>タイプ 2 （「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>				種 類				(略)				moperaU機能（moperaUサービス）	基本機能			追加機能	(略)		IP 網接続機能	タイプ 1 （U「フレッツADSL」コース）	タイプ 2 （U「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）			(略)		ビジネスmoperaインターネット機能（ビジネスmoperaインターネット）	追加機能	IP 網接続機能	タイプ 1 （「フレッツADSL」コース）	タイプ 2 （「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）	(略)			
種 類																																		
(略)																																		
moperaU機能（moperaUサービス）	基本機能																																	
	追加機能	(略)																																
		IP 網接続機能	タイプ 1 （U「フレッツADSL」コース）																															
			タイプ 2 （U「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）																															
		(略)																																
ビジネスmoperaインターネット機能（ビジネスmoperaインターネット）	追加機能	IP 網接続機能	タイプ 1 （「フレッツADSL」コース）																															
			タイプ 2 （「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）																															
(略)																																		
(2) X i ュビキタス契約に係るもの																																		
<table><tr><th colspan="4">種 類</th></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">moperaU機能（moperaUサービス）</td><td colspan="3">基本機能</td></tr><tr><td rowspan="3">追加機能</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">IP 網接続機能</td><td>タイプ 1 （U「フレッツADSL」コース）</td></tr><tr><td>タイプ 2 （U「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">ビジネスmoperaインターネット機能（ビジネスmoperaインターネット）</td><td rowspan="2">追加機能</td><td rowspan="2">IP 網接続機能</td><td>タイプ 1 （「フレッツADSL」コース）</td></tr><tr><td>タイプ 2 （「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）</td></tr></table>				種 類				(略)				moperaU機能（moperaUサービス）	基本機能			追加機能	(略)		IP 網接続機能	タイプ 1 （U「フレッツADSL」コース）	タイプ 2 （U「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）			(略)		ビジネスmoperaインターネット機能（ビジネスmoperaインターネット）	追加機能	IP 網接続機能	タイプ 1 （「フレッツADSL」コース）	タイプ 2 （「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）				
種 類																																		
(略)																																		
moperaU機能（moperaUサービス）	基本機能																																	
	追加機能	(略)																																
		IP 網接続機能	タイプ 1 （U「フレッツADSL」コース）																															
			タイプ 2 （U「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）																															
		(略)																																
ビジネスmoperaインターネット機能（ビジネスmoperaインターネット）	追加機能	IP 網接続機能	タイプ 1 （「フレッツADSL」コース）																															
			タイプ 2 （「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）																															

(略)

2 (略)
(注) (略)

別表 3 ～別表 7 (略)

附 則 (令和 7 年 3 月 25 日経企第 6306 号)
(実施期日)
1 この附則は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(I P 網接続機能に関する経過措置)
3 この改正規定の際現に、改正前の規定により提供されている I P 網接続機能 (タイプ 1 に係るものであって、改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。) の提供条件は当社が別に定めるところによります。
(その他)
4 経企第 702 号 (平成 26 年 8 月 8 日) の附則第 4 項第 2 号の*ア*の*ア*の①を次のように改めます。
(1) Bを次のように改めます。
B ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30 秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i 通信料	X i からの通信	161 円 (177.1 円)

(2) Cを次のように改めます。
C 削 除

5 経企第 406 号 (令和元年 5 月 21 日) の附則第 20 項第 3 号の*ア*の*ア*の①を次のように改めます。
(1) Bを次のように改めます。
B ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30 秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i 通信料	X i からの通信	161 円 (177.1 円)

(2) Cを次のように改めます。
C 削 除

(略)

2 (略)
(注) (略)

別表 3 ～別表 7 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
附 則（令和 7 年 3 月 25 日経企第 6306 号） （実施期日） 1 この附則は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） 3 経企第 3254 号（令和 2 年 3 月 26 日）の附則第 3 項第 27 号のイ中「moperaU 機能（ライトプラン及びスーパーライトプランに係るものに限ります。）及びビジネス mopera インターネット機能」を「moperaU 機能（ライトプラン及びスーパーライトプランに係るものに限ります。）」、ビジネス mopera インターネット機能及び I P 網接続機能（タイプ 1 に係るものに限ります。）」に改めます。	

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第 1 章～第 8 章 （略）

料金表

通則

1 ～ 19 （略）

（注 1 ） ～ （注 2 ） （略）

第 1 表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第 1 通話料

1 （略）

2 料金額

2 － 1 2 － 2 以外のもの

料金種別		料 金 額				
		(略)	ワイドスター通信サービス契約約款に規定するワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線からの通話		(略)	
			30 秒までごとに次の料金額			(略)
			(略)	平日昼間		
国際通話料	通話先区分	(略)			(略)	
	アメリカ 1		181 円	178 円		
	アメリカ 2		258 円	207 円		
	アメリカ 3		295 円	256 円		
	アジア 1		204 円	196 円		
	アジア 2		215 円	210 円		
	アジア 3		295 円	245 円		
	オセアニア		215 円	210 円		
	ヨーロッパ		255 円	225 円		

[現 行]

第 1 章～第 8 章 （略）

料金表

通則

1 ～ 19 （略）

（注 1 ） ～ （注 2 ） （略）

第 1 表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第 1 通話料

1 （略）

2 料金額

2 － 1 2 － 2 以外のもの

料金種別		料 金 額				
		(略)	ワイドスター通信サービス契約約款に規定するワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線からの通話		(略)	
			30 秒までごとに次の料金額			(略)
			(略)	平日昼間		
国際通話料	通話先区分	(略)			(略)	
	アメリカ 1		62 円	42 円		
	アメリカ 2		130 円	71 円		
	アメリカ 3		164 円	119 円		
	アジア 1		82 円	56 円		
	アジア 2		102 円	71 円		
	アジア 3		161 円	102 円		
	オセアニア		102 円	71 円		
	ヨーロッパ		124 円	90 円		

	アフリカ		<u>327 円</u>	<u>267 円</u>				アフリカ		209 円	138 円		
	インマルサット 衛星携帯電話		<u>500 円</u>	<u>500 円</u>				インマルサット 衛星携帯電話		200 円	200 円		
	イリジウム衛星 携帯電話		<u>600 円</u>	<u>600 円</u>				イリジウム衛星 携帯電話		250 円	250 円		
	スラーヤ衛星 携帯電話		<u>500 円</u>	<u>500 円</u>				スラーヤ衛星 携帯電話		200 円	200 円		
	船舶／航空機 等		<u>600 円</u>	<u>600 円</u>				船舶／航空機 等		250 円	250 円		
2－2 （略）													
第2表 （略）													
別表 （略）													
附 則（令和7年3月25日経企第6306号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前の とおりとします。													
2－2 （略）													
第2表 （略）													
別表 （略）													

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]		[現 行]	
削 除			
料金表			
削 除			
附 則（令和 7 年 3 月 25 日経企第 6306 号） （実施期日）			
1 この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。 （料金等の支払いに関する経過措置）			
2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （ワイドスター通信サービスの提供に関する経過措置）			
3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているワイドスター通信サービス（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）は、令和 10 年 3 月 31 日までの間に限り提供するものとし、提供条件は次のとおりとします。この場合において、当社はワイドスター通信サービスの全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。			
(1) ワイドスター通信サービスには、次の種類があります。			
第 1 種ワイドスター	第 2 種ワイドスター以外のもの		
第 2 種ワイドスター	主として船舶その他海上を移動するものに設置された移動無線装置との間に電気通信回線を設置して提供するワイドスター通信サービス		
(2) ワイドスター通信サービスの通信には次の種類があります。			
種 類	内 容		
通話モード	回線交換方式により主としておおむね 15kHz の帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの		
パケット通信モード	パケット交換方式により契約者回線からの通信においては、144kb/s 以下、契約者回線への通信においては、384kb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの		
(3) 基本使用料			
ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。			
1 契約ごとに			
区 分		料 金 額（月額）	
		次の税抜額（かつこ内は税込額）	
第 1 種ワイドスター	タイプ L	15,000 円（16,500 円）	

第2種ワイドスター	タイプM	4,900 円 (5,390 円)
	タイプリミット	15,500 円 (17,050 円)
	タイプL	15,000 円 (16,500 円)
	タイプM	4,900 円 (5,390 円)
	タイプリミット	15,500 円 (17,050 円)

イ (2)に規定する通信の種類のうち次表に区分する種類の通信のみが利用できなかった場合において、(12)のエの(ウ)の表の
の表の①欄に規定する支払いを要しない料金及び(14)に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基本使用料の
額を利用できなかった通信の種類に応じて、次表に規定する額とみなします。

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
通話モード	そのワイドスター通信サービスの基本使用料から 200 円を控除した額
パケット通信モード	200 円(220 円)

(4) 付加機能使用料

ア 付加機能使用料は、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分			単 位	料 金 額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
留守番電話及び不在案内機能			1 契約ごとに	300 円 (330 円)
moperaU 機能	基本機能		1 契約ごとに	(1) スタンダードプラン 500 円 (550 円) (2) ライトプラン 300 円 (330 円)
	追 加 機 能	メールウイルスチェック機能	加算額 (1 メールアドレスごとに)	150 円 (165 円)
		I P 網接続機能	加算額 (1 契約ごとに)	(1) タイプ1 300 円 (330 円) (2) タイプ2 500 円 (550 円)
		アクセス制限機能	加算額 (1 契約ごとに)	—
ダイレクトコネクト機能			1 契約ごとに	500 円 (550 円)
ファクシミリボックス機能			基本額 (1 契約ごとに)	500 円 (550 円)
			加算額 (1 通信頁ごとに)	45 円 (49.5 円)

自動着信転送機能（転送でんわ）	1 契約ごとに	—
迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）	1 契約ごとに	—
接続先限定機能	1 契約ごとに	—

イ 当社は、アに規定する付加機能（I P 網接続機能（タイプ 1 に係るものに限ります。）を除きます。）に係る利用の請求があったときは、(ア)から(エ)の規定によるほか、改正前の規定によりその付加機能を提供します。

(ア) moperaU 機能に係る付加機能使用料の適用の区分には、スタンダードプランとライトプランがあり、契約者はあらかじめいずれかの区分を選択していただきます。

(イ) ライトプランに係る moperaU 機能の付加機能使用料については、当該機能の利用のために当社が設置した電気通信設備への接続の開始があった場合に限り、その接続を開始した時刻の属する当該暦月において、アに規定する額を適用します。この場合における通信の時刻は、当社の機器により測定します。

ウ ライトプランに係る moperaU 機能の付加機能使用料については、(25)の規定にかかわらず、日割は行いません。

エ 付加機能使用料の減額適用については、次のとおりとします。

(ア) 1 のワイドスター通信サービスについて、スタンダードプラン及びライトプランに係る moperaU 機能の付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、アに規定する付加機能使用料の額からそれぞれ 150 円（月額）を減額して適用します。

(イ) (25)の規定により付加機能使用料を日割するときは、(ア)に規定する額を日割して適用します。

オ 当社は、付加機能を提供しているワイドスター通信サービスの利用休止があったときは、その付加機能を廃止します。

カ 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、アに規定する各々の付加機能について、一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。

キ 当社は、カの規定により付加機能の一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(5) 通信料

ア 通信料の額は、次の(ア)及び(イ)に定めるところによります。

(ア) 通話モードに係るもの

① ②以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30 秒までごとに次の税抜額（かつこ内は税込額）
ワイドスター通信料	タイプ L	135 円（148.5 円）
	タイプ M	270 円（297 円）
	タイプリミット	135 円（148.5 円）

② 相互接続通信に係るもの

A B 以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30 秒までごとに次の税抜額（かつこ内は税込額）
ワイドスター通信料		①に規定する料金額と同額

B K D D I 株式会社又はアルテリア・ネットワークス株式会社が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の契約者回線等から第 2 種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別	料 金 額			
	次の秒数までごとに税抜額 10 円（税込額 11 円）			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
ワイドスター通信料	6.5 秒	12 秒	12 秒	13 秒

(イ) パケット通信モードに係るもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額（かつこ内は税込額）
パケット通信料	0.1 円 (0.11 円)

イ ワイドスター通信サービスに係る通信料の適用は、次の通りとします。

(ア) ワイドスター通信サービスに係る通信に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下このイにおいて同じとします。）については、アの規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とします。以下このイにおいて同じとします。）から次表に規定する控除可能額を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
タイプL	2,000 円
タイプM	1,000 円
タイプリミット	2,000 円

(イ) この約款に規定する特定電話番号への通信料の月極割引の適用を受けている場合は、ワイドスター通信サービスに係る通信に関する料金の月額累計額に代えて、その月額累計額からそれぞれの月極割引に係る割引額を差し引いた額について、(ア)の規定を適用します。

(ウ) (25)の規定に基づき基本使用料を日割するときは、(ア)に規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、同表中、「1,000 円」を「1,000 円を日割した額」、「2,000 円」を「2,000 円」を日割した額にそれぞれ読み替えて適用します。

(エ) ワイドスター通信サービスに係る通信に関する料金の月間累計額が控除可能額に満たない場合は、国際電話サービス契約約款に定めるところにより、そのワイドスター通信サービスに係る国際電話サービスの通話料から控除残額（控除可能額からその月間累計額を差し引いた額をいいます。）を控除します。

ウ パケット通信モードに係る通信料の月極割引の適用は、次の通りとします。

(ア) 契約者は、①に規定する定額通信料を支払った場合に、パケット通信モードによる通信の一部に関する料金について、②の規定により算定した額を適用する取扱い（以下「パケット通信割引」といいます。）を選択することができます。

① 定額通信料

1 契約ごとに

区 分	定額通信料
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
パケット通信割引	税抜額 10,000 円（税込額 11,000 円）

② パケット通信料

1 課金対象パケットごとに

区 分	料 金 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
パケット通信料	0.08 円（ 0.088 円）

(イ) 料金月の初日以外にパケット通信割引の選択があったときは、(25)の規定に準じて、定額通信料をその選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。

(ウ) 当社は、パケット通信割引を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、パケット通信割引を廃止します。

- ① 利用休止があったとき。
- ② 契約の解除があったとき。

(エ) ワイドスター通信サービスを利用することができない期間があった場合のパケット通信割引に係る定額通信料の取扱いについては、ワイドスター通信サービスの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

(オ) (イ)及び(エ)に規定する場合を除き、定額通信料については日割しません。

(カ) パケット通信割引の適用を受けているワイドスター通信サービスの契約者回線から行ったパケット通信モードに係る通信に関する料金については、(ア)の規定により算定した料金の月間累計額から、10,000 円を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が 10,000 円に満たないときは、その月間累計額を控除することとします。

(キ) (カ)の規定により算定した額が 64,000 円を超える場合は、(カ)の規定にかかわらず、64,000 円を超える部分の支払いを要しません。

ただし、当該料金月におけるパケット通信割引に係る累計課金対象パケット数が 1,000,000 課金対象パケットを超えるときは、1,000,000 課金対象パケットを超える部分の課金対象パケット数について、(ア)の規定により算定した額を適用します。

(ク) (イ)の規定により定額通信料を日割するときは、(カ)に規定する 10,000 円をイに規定する日数に応じて日割するものとし、「10,000 円」を「10,000 円を日割した額」に読み替えて適用します。

エ 付加機能の利用等に係る通信の料金の適用は、次の通りとします。

(ア) この約款に規定する留守番電話及び不在案内機能に係るメッセージの再生等のためにその機能の提供を受けているワイドスター通信サービスの契約者回線以外の電気通信サービスの契約者回線等から行った通信の料金は、その電気通信サービスに係る契約約款の規定により算定した額（当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る額とします。）を適用します。

(イ) 契約者回線からの通信であって次に該当する通信に関する料金は、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に関する料金と同額とします。

- ① 当社が提供する電気通信サービスの契約約款に規定する留守番電話及び不在案内機能に係るメッセージの蓄積のために行った通信
- ② 当社が提供する電気通信サービスの契約約款に規定する迷惑電話おことわり機能の利用により着信を拒否する旨の通知を受けた通信
- ③ 当社が提供する電気通信サービスの契約約款の規定により着信者の設定に基づき発信者番号を通知してかけ直してほしい旨の通知を受けた通信

オ 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信の料金の取扱いは、次の通りとします。 (ア) 過去 1 年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (イ) (ア)以外 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1 日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (注) 本欄(イ)に規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 ① 過去 2 か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における 1 日平均の通信の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 ② 過去 2 か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における 1 日平均の通信の料金又は故障等の回復後の 7 日間における 1 日平均の通信の料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (6) 請求による契約者識別番号の変更 ア 契約者は、迷惑通信（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であつて、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。）又は間違い通信（現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。）で現に困っている場合に限り、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。 イ 契約者は、アの規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、ワイドスター通信サービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。 ウ イの請求があつたときは、当社は、その請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている契約者からのものであると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。 エ 当社は、契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。 (7) ワイドスター通信サービスの利用休止 ア 当社は、契約者から請求があつたときは、ワイドスター通信サービスの利用休止（その契約者識別番号を他に転用することを条件として、そのワイドスター通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。 イ ワイドスター通信サービスの利用休止期間（そのワイドスター通信サービスを利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）は、3 年を限度とします。 ウ ワイドスター通信サービスの利用休止期間が 3 年を経過したときは、利用休止期間が 3 年を経過した日においてその契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、利用休止期間が 3 年を経過する前にあらかじめそのことを契約者に通知します。 エ 当社は、契約者からワイドスター通信サービスの再利用の請求があつたときは、その再利用の請求を契約の申込みとみなして取り扱います。 (8) 契約者の氏名等の変更の届出 ア 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等（当社又は請求事業者（(13)に規定するものをいいます。）が発行するワイドスター通信サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。）の送付先に変更があつたときは、そのことを速やかにワイドスター通信サービス取扱所に届け出ていただきます。 ただし、その変更があつたにもかかわらず、ワイドスター通信サービス取扱所に届出がないときは、当社から契約者に行う通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。 イ アの届出があつたときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。 ウ アの規定にかかわらず、当社は請求書等の送付先への郵送等の通知が 3 回連続で不達であつたことを確認したときは、その事実が解消されるまでの間、請求書等の通知を行いません。 (9) ワイドスター契約に係る名義変更	
--	--

ア 契約者は、ワイドスター契約に係る名義変更（氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。）を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面によりワイドスター通信サービス取扱所に請求していただきます。 イ 当社は、アの請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。 （ア）ワイドスター契約に係る名義変更により新たにそのワイドスター通信サービスの契約者になろうとする者が、ワイドスター通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。 （イ）ワイドスター契約に係る名義変更により新たにそのワイドスター通信サービスの契約者になろうとする者が、（15）に規定する預託金を預け入れないとき。 （ウ）ワイドスター契約に係る名義変更により新たにそのワイドスター通信サービスの契約者になろうとする者が、（10）の規定に違反するおそれがあるとき。 （エ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 ウ ワイドスター契約に係る名義変更があったときは、名義変更後にそのワイドスター通信サービスの契約者となる者は、名義変更前の契約者が有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務（（12）の規定により協定事業者が定める相互接続通信に関する料金のうち当社が請求することとなる料金を含みます。）を承継します。 エ アからウの規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割（以下「相続等」といいます。）に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。 （ア）相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人（以下「相続人等」といいます。）は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えてワイドスター通信サービス取扱所に請求していただきます。 （イ）当社は、相続人等から名義変更の請求があったときは、これを承諾します。 （ウ）（ア）及び（イ）の場合において相続人等が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。 （エ）（ウ）の規定による代表者からの請求があるまでの間、当社は、相続人等の1人を契約者として取り扱います。 （10）利用に係る契約者の義務 ア 契約者は、次のことを守っていただきます。 （ア）自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。 ただし、天災、事変その他の事態に際して保護が必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。 （イ）故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。 （ウ）ワイドスターカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。 （エ）当社が貸与するワイドスターカードを善良な管理者の注意をもって保管すること。 （オ）故意に多数の不完了呼（通信の相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。）を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。 （カ）ワイドスター通信サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、当社からの求めに応じてその利用を中止すること。 （キ）電子メール（インターネット・メール・プロトコルに基づいて送受信される文字メッセージ等をいいます。以下同じとします。）の送信は当社が別に定める方法により行うこと。 イ 当社は、電子メールの送信にあたって、次の行為があったと認めたときは、アの（キ）の規定に違反したものとして取り扱います。 （ア）広告又は宣伝の手段として送信する電子メールについて、受信を拒否する意思表示があったにもかかわらず、再度送信する行為 （イ）当社が大量と認める電子メールを実在しないメールアドレスへ送信する行為 （ウ）電気通信設備等についてその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁的記録その他の記録を、電子メールを利用して送信する行為 （エ）前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）又は特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の規定に違反して電子メールを送信する行為 ウ 当社は、契約者が当社と契約を締結している他のワイドスター通信サービス又は契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において、イの規定に相当する行為があったと当社が認めたときは、アの（キ）の規定に違反したものとして取り扱います。	
---	--

エ 契約者は、アの規定に違反して当社が貸与しているワイドスターカードを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕等に必要な費用を支払っていただきます。 (11) 当社は、電子メールの受信に関して、次の措置をとることがあります。 ア 通信が著しくふくそうする場合に電子メールの受信を制限する措置 イ 多数のメールアドレス（電子メールのアドレスをいいます。以下同じとします。）を指定して送信された電子メールであって、その電子メールのあて先に実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認めた場合において、その電子メールの受信を拒否する措置 (注) 当社は、この号に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。 (12) 料金等の支払義務 ア 当社が提供するワイドスター通信サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、この約款に定めるところによります。 イ 当社が提供するワイドスター通信サービスの工事費は、この約款に定めるところによります。 ウ 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、この約款に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、この約款に規定する付加機能使用料の支払いを要します。 エ ウの期間において、利用の一時中断等によりワイドスター通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。 (ア) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。 (イ) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。 (ウ) (ア)及び(イ)の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ワイドスター通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th><th>支払いを要しない料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 契約者の責めによらない理由により、そのワイドスター通信サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</td><td>そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのワイドスター通信サービスについての料金</td></tr> <tr> <td>② ワイドスター通信サービスの利用休止をしたとき。</td><td>利用休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのワイドスター通信サービスについての料金</td></tr> </tbody> </table>	区 別	支払いを要しない料金	① 契約者の責めによらない理由により、そのワイドスター通信サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのワイドスター通信サービスについての料金	② ワイドスター通信サービスの利用休止をしたとき。	利用休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのワイドスター通信サービスについての料金	
区 別	支払いを要しない料金						
① 契約者の責めによらない理由により、そのワイドスター通信サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのワイドスター通信サービスについての料金						
② ワイドスター通信サービスの利用休止をしたとき。	利用休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのワイドスター通信サービスについての料金						
オ 契約者は、次の通信について、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定した通信時間、情報量又は通信回数とこの約款の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。 ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th><th>支払いを要する者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)以外の通信 契約者回線から行った通信（その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下この表において同じとします。）</td><td>その契約者回線の契約者</td></tr> <tr> <td>(イ) パケット通信モードによる通信 ① 契約者回線から行った通信</td><td>その契約者回線の契約者</td></tr> </tbody> </table>	区 別	支払いを要する者	(ア) (イ)以外の通信 契約者回線から行った通信（その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下この表において同じとします。）	その契約者回線の契約者	(イ) パケット通信モードによる通信 ① 契約者回線から行った通信	その契約者回線の契約者	
区 別	支払いを要する者						
(ア) (イ)以外の通信 契約者回線から行った通信（その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下この表において同じとします。）	その契約者回線の契約者						
(イ) パケット通信モードによる通信 ① 契約者回線から行った通信	その契約者回線の契約者						

② 契約者回線へ着信した通信	その契約者回線の契約者	
カ 契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続通信に基づき当社又は協定事業者の契約約款に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。 キ カの場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとします。ただし、当社又は協定事業者の付加機能等に関する通信及び協定事業者が提供する電報サービスの利用に係る通信について、この約款又は協定事業者の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 ク 協定事業者がその契約約款に定めるところによりその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。 ケ 相互接続通信の利用者は、当社が算定したその相互接続通信の債権を当社が別に定めるところにより、当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、相互接続通信の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 コ 契約者は、当社が他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、契約者に請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 (13) 債権の譲渡等 ア 契約者（当社が指定する契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社がワイドスター通信サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 イ 契約者は、当社がアの規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（請求事業者が契約者へ料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び(16)の規定に基づきそのワイドスター通信サービスの利用を停止しているときはその内容等の情報（請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。 ウ 契約者は、当社がアの規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限ります。）を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。 (注) アに規定する当社が別に定める第三者は、(19)に規定する「N T T コモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。 (14) 責任の制限 ア 当社は、ワイドスター通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのワイドスター通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この号において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。 イ アの場合において、当社は、ワイドスター通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのワイドスター通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。 (ア) この約款において基本使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金 (イ) この約款において通信料として規定する料金（ワイドスター通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。） ウ イの場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、(25)の規定に準じて取り扱います。 エ 当社の故意又は重大な過失によりワイドスター通信サービスの提供をしなかったときは、アからウの規定は適用しません。 (注) イに規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、ワイドスター通信サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における 1 日当たりの平均通信料とします。 (15) 預託金 ア 契約者又はワイドスター契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、その請求の承諾に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。		

(ア) ワイドスター契約に係る名義変更の承認を請求したとき。 (イ) (16)の(ア)又は(エ)の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。 イ 預託金の額は、1 契約当たり 20 万円以内で当社が別に定める額とします。 ウ 預託金については、無利息とします。 エ 当社は、ワイドスター契約の解除、ワイドスター契約に係る名義変更等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を返還します。この場合において、その契約者が、その契約若しくは当社と契約を締結している若しくは締結していた他のワイドスター契約に基づき支払うべき額（(13)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。）又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る契約、個別信用購入あっせん契約（当社の個別信用購入あっせん契約約款に規定するものをいいます。）若しくは割賦販売契約（当社の割賦販売契約約款に規定するものをいいます。）に基づき支払うべき額（当該契約約款の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。）があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。 (16) 利用停止 ア 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（そのワイドスター通信サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったワイドスター通信サービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この号において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのワイドスター通信サービスの利用を停止することがあります。 (ア) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定するワイドスター通信サービス取扱所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び(13)の規定により、当社がワイドスター通信サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。以下この号において同じとします。）。 (イ) ワイドスター契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明したとき。 (ウ) 契約者の氏名等の変更に関して、(8)の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実を反することが判明したとき。 (エ) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のワイドスター通信サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。 (オ) (10)の規定に違反したと当社が認めたとき。 (カ) (15)に規定する預託金を預け入れないとき。 イ 当社は、アの規定によりワイドスター通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。 ただし、アの(オ)の規定により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 (17) 契約者は、ワイドスター契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめワイドスター通信サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。 (18) 当社が行うワイドスター契約の解除 ア 当社は、(16)の規定によりワイドスター通信サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのワイドスター契約を解除することがあります。 イ 当社は、契約者が(16)の(ア)のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、ワイドスター通信サービスの利用停止をしないでそのワイドスター契約を解除することがあります。 ウ 当社はア又はイの規定によるほか、通信衛星の障害等によりワイドスター通信サービスの提供ができなくなったときは、そのワイドスター契約を解除することがあります。 エ 当社は、アからウの規定により、そのワイドスター契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。 オ 当社は、アからエの規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後そのワイドスター契約に係るワイドスター通信サービスが利用されないものと認めたときは、死亡の事実を確認した日をもってそのワイドスター契約を解除するものとします。 (19) 当社は、契約者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「N T T ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。 (20) 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守すること	
--	--

が著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(21) サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知

ア 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「NICT 法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT 法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりワイドスター通信サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。

イ アの規定によるほか、当社は、NICT 法に基づき機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備について行う助言及び情報の提供を受けた場合であって、送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりワイドスター通信サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。

(22) 電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

(23) 当社は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 548 条の 4 の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意することなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

ア 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

イ 約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

(24) ワイドスター通信サービスの廃止

ア 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、ワイドスター通信サービスの一部を変更又はワイドスター通信サービスの一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。

イ 当社はアの規定によりワイドスター通信サービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(25) ワイドスター通信サービスの料金の計算等

ア 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この号において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

（ア）暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能の提供の開始があったとき。

（イ）暦月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

（ウ）暦月の初日に契約者回線又は付加機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

（エ）暦月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

（オ）(12)のイの(ウ)の表の規定に該当するとき。

イ アの規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、(12)のイの(ウ)の表の①欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

ウ 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

エ ウの規定にかかわらず、通信料の割引適用及び控除可能額の日割に係る計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

オ 契約者は、料金及び工事費について、クに規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金及び工事費（(13)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定するワイドスター通信サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

- カ 当社は、契約者に係る奇数月の請求額情報が、当社が別に定める額に満たない場合は、その暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、契約者は所定の期日までに支払っていただきます。
- ただし、契約者から1月毎の支払いを希望する申出があった場合は、この限りではありません。
- キ 料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- ク 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(26) 手続きに関する料金等

ア 手続きに関する料金

(ア) 手続きに関する料金は、次表に規定する額を適用します。

料 金 種 別	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かつこ内は税込額）
カード発行手数料	1枚ごと	2,000円（2,200円）
名義変更手数料	1契約ごと	2,000円（2,200円）
登録等手数料	1端末設備等ごとに	2,000円（2,200円）
その他の手数料		別に算定する実費

(イ) 名義変更前により新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合するときの名義変更手数料については、(1)欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。

(ウ) 1の契約又は1の端末設備等について、その支払いを要する手続きが、契約事務手数料、カード発行手数料又は登録等手数料を要する手続きと同時に行われるものであるとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、(ア)の規定にかかわらず、その他の手数料は適用しません。

(注) (ウ)に規定する当社が別に定める場合は、その支払いを要する手続きが番号えらべるサービス又は付加機能の請求に関する手続きである場合等をいいます。

イ 番号案内料等に関する料金

(ア) 相互接続番号案内の利用は通話モードにより行うものとし、番号案内接続通信料は次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かつこ内は税込額）
番号案内料	1電話番号等ごとに	400円（440円）
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

(イ) 番号案内料等免除者の取扱い、相互接続番号案内の間合せ番号等の数、番号案内料等の支払いを要しない場合については、番号案内事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。

ウ 請求書等の発行に関する料金は次表に規定する額を適用します。

1 契約について1通ごとに

区 分	種 別	手数料の額
		次の税抜額（かつこ内は税込額）
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	100円（110円）

	口座振替案内書又はクレジットカード 利用案内書の発行に係るもの	50 円 (55 円)
--	------------------------------------	---------------

エ 料金明細内訳書等の発行手数料は次表に規定する額を適用します。

1 契約について 1 通ごとに

区 分	種 別	手数料の額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
発行手数料	料金明細内訳書の発行に係るもの	100 円 (110 円)
	支払証明書の発行に係るもの	400 円 (440 円)
	預託金預り証明書の発行に係るもの	400 円 (440 円)
	契約事項証明書の発行に係るもの	300 円 (330 円)

(注 1) 料金明細内訳書又は契約事項証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料 (実費) が必要な場合があります。

(注 2) 支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代 (消費税相当額を含みます。) 及び郵送料 (実費) が必要な場合があります。

オ 分割送付手数料及び用途別集計に係る手数料は次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	手数料の額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
分割送付手数料	1 契約について 1 分割送付ごとに	150 円 (165 円)
用途別集計に係る手数料	1 契約について 1 集計ごとに	100 円 (110 円)

カ ユニバーサルサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	2 円 (2.2 円)

(注) ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

キ 電話リレーサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
電話リレーサービス料	1 契約ごとに	1 円 (1.1 円)

(注 1) 電話リレーサービス料は、電話リレーサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(注 2) 電話リレーサービス料の支払いを要する暦月は、1 年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲

示するものとします。 (27) (1)から(26)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。	
--	--

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]					
第 1 章～第 15 章 （略）					
料金表					
通則					
1 ～25 （略）					
第 1 表 料金					
第 1 基本使用料					
1 適用					
<table><tr><th colspan="2">基 本 使 用 料 の 適 用</th></tr><tr><td>I P 通信網契約の基本使用料の適用</td><td>ア～コ （略） サ コの場合において、その契約の解除があった日を含む暦月に、複数の基本使用料の料金種別の選択があったときは、その選択があった基本使用料の料金種別のうち、基本使用料の料金額が最も高い料金種別の料金額を、<u>当該暦月の基本使用料として適用します。</u> シ （略） （注）（略）</td></tr></table>		基 本 使 用 料 の 適 用		I P 通信網契約の基本使用料の適用	ア～コ （略） サ コの場合において、その契約の解除があった日を含む暦月に、複数の基本使用料の料金種別の選択があったときは、その選択があった基本使用料の料金種別のうち、基本使用料の料金額が最も高い料金種別の料金額を、 <u>当該暦月の基本使用料として適用します。</u> シ （略） （注）（略）
基 本 使 用 料 の 適 用					
I P 通信網契約の基本使用料の適用	ア～コ （略） サ コの場合において、その契約の解除があった日を含む暦月に、複数の基本使用料の料金種別の選択があったときは、その選択があった基本使用料の料金種別のうち、基本使用料の料金額が最も高い料金種別の料金額を、 <u>当該暦月の基本使用料として適用します。</u> シ （略） （注）（略）				
2 （略）					
第 1 の 2 ～第 5 （略）					
第 2 表～第 3 表 （略）					
別表 1 ～別表 3 （略）					

[現 行]					
第 1 章～第 15 章 （略）					
料金表					
通則					
1 ～25 （略）					
第 1 表 料金					
第 1 基本使用料					
1 適用					
<table><tr><th colspan="2">基 本 使 用 料 の 適 用</th></tr><tr><td>I P 通信網契約の基本使用料の適用</td><td>ア～コ （略） サ コの場合において、その契約の解除があった日を含む暦月に、<u>ドコモ光ミニタイプ（附則に規定するドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2 /東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2 /西をいいます。以下このザにおいて同じとします。）</u>を除く複数の基本使用料の料金種別の選択があったときは、その選択があった基本使用料の料金種別のうち、基本使用料の料金額が最も高い料金種別の料金額を、ドコモ光ミニタイプを除く基本使用料の料金種別を選択した期間の基本使用料として適用します。 シ （略） （注）（略）</td></tr></table>		基 本 使 用 料 の 適 用		I P 通信網契約の基本使用料の適用	ア～コ （略） サ コの場合において、その契約の解除があった日を含む暦月に、 <u>ドコモ光ミニタイプ（附則に規定するドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2 /東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2 /西をいいます。以下このザにおいて同じとします。）</u> を除く複数の基本使用料の料金種別の選択があったときは、その選択があった基本使用料の料金種別のうち、基本使用料の料金額が最も高い料金種別の料金額を、ドコモ光ミニタイプを除く基本使用料の料金種別を選択した期間の基本使用料として適用します。 シ （略） （注）（略）
基 本 使 用 料 の 適 用					
I P 通信網契約の基本使用料の適用	ア～コ （略） サ コの場合において、その契約の解除があった日を含む暦月に、 <u>ドコモ光ミニタイプ（附則に規定するドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2 /東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2 /西をいいます。以下このザにおいて同じとします。）</u> を除く複数の基本使用料の料金種別の選択があったときは、その選択があった基本使用料の料金種別のうち、基本使用料の料金額が最も高い料金種別の料金額を、ドコモ光ミニタイプを除く基本使用料の料金種別を選択した期間の基本使用料として適用します。 シ （略） （注）（略）				
2 （略）					
第 1 の 2 ～第 5 （略）					
第 2 表～第 3 表 （略）					
別表 1 ～別表 3 （略）					

附 則（令和 7 年 3 月 19 日経企第 6162 号）
（実施期日）

1 この改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東等に係る I P 通信網契約に関する経過措置）

3 この改正規定実施の際に、改正前の規定により提供されているドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2/西（以下この附則において「ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東等」といいます。）に係る I P 通信網契約について、次のとおり取り扱います。

(1) この改正規定実施の際に、改正前の規定により次の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別を選択したものとみなします。

I P 通信網契約	I P 通信網契約
一般契約	一般契約
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	ドコモ光戸建単独タイプ/東
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	ドコモ光戸建単独タイプ/西
定期契約	定期契約
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	ドコモ光戸建単独タイプ 2/東
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	ドコモ光戸建単独タイプ 2/東
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2/東	ドコモ光戸建単独タイプ 2/西
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2/西	ドコモ光戸建単独タイプ 2/西

(2) 前号の規定によりドコモ光戸建単独タイプ/東、ドコモ光戸建単独タイプ/西、ドコモ光戸建単独タイプ 2/東又はドコモ光戸建単独タイプ 2/西（以下この附則において「ドコモ光戸建単独タイプ/東等」といいます。）に係る基本使用料の料金種別の選択があった I P 通信網契約については、次のア及びイの期間において、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 2（料金額）に規定するその I P 通信網サービスの基本使用料の額を、それぞれ次表に規定する料金額に読み替えて適用します。

ア 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの間

1 契約ごとに

区 分			料金額（月額）
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
第 1 種契約に係るもの	一般契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ/東	4,900 円(5,390 円)
	定期契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ 2/東	3,400 円(3,740 円)
第 2 種契約に係るもの	一般契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ/西	4,900 円(5,390 円)
	定期契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ 2/西	3,400 円(3,740 円)

イ 令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間

1 契約ごとに

区 分			料金額（月額）
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
第 1 種契約に係るもの	一般契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ/東	5,700 円(6,270 円)

係るもの	定期契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ2/東	4,200 円(4,620 円)
第2種契約に係るもの	一般契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ/西	5,700 円(6,270 円)
	定期契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ2/西	4,200 円(4,620 円)

(3) 当社は、第1号の規定によりドコモ光戸建単独タイプ/東等に係る基本使用料の料金種別の選択があった I P 通信網契約について、この改正規定実施の日から令和7年9月30日までの間において、そのドコモ光戸建単独タイプ/東等に係る基本使用料の料金種別をプロバイダありプランに係るものへ変更する申込み（その基本使用料の料金種別の変更と同時に移転を請求するものを除きます。）を当社が承諾した場合であって、令和8年3月31日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表（工事費）の2（料金額）に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費の支払いを要しません。

（その他）

4 経企第2475号（令和3年1月22日）の附則第2項中「当社が別に定める日」を「令和7年3月31日」に改めます。

5 経企第2743号（令和3年2月22日）の附則第2項中「当社が別に定める日」を「令和7年3月31日」に改めます。

6 経企第769号（令和4年6月24日）附則第3項を次のように改めます。

(1) 第3項中「ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東、ドコモ光マンション単独タイプ/東、ドコモ光戸建タイプA/西、ドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光戸建タイプB/西、ドコモ光マンションタイプB/西、ドコモ光戸建単独タイプ/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西」を「ドコモ光マンション単独タイプ/東、ドコモ光戸建タイプA/西、ドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光戸建タイプB/西、ドコモ光マンションタイプB/西、ドコモ光戸建単独タイプ/西」に改めます。

(2) 第1号の表中、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東及びドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西に係るものを削除します。

(3) 第2号を次のように改めます。

(2) 削 除

(4) 第5号のAの(ア)の表中、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西及びドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西を削除します。

7 経企第4175号（令和5年3月16日）の附則第3項を次のように改めます。

3 削 除